

17 庁財第 33 号  
平成 17 年 4 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 殿  
各 中 核 市 市 長  
各 中 核 市 教 育 委 員 会  
文化庁関係各独立行政法人の長

文化庁文化財部長  
岩 橋 理 彦



(印影印刷)

#### 文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）

文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号。以下「改正法」という。)及び文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成16年政令第422号)については平成16年12月27日16庁財第320号文化庁次長通知にて、改正法に伴う関係省令及び告示の整備等については平成17年3月28日16庁財第413号文化庁次長通知にて周知したところです。これらの通知等を踏まえ、このたび、重要文化的景観の選定手続並びに登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物(以下「登録文化財」という。)の登録手続など、制度の運用方針等を定めたところです。

このほか、総務省行政評価局による「文化財の保護に関する行政評価・監視の結果」(平成16年11月1日総評総第234号)等を踏まえ、より一層、文化財の指定等の事務の充実及び重要文化財等の管理の適切化を図る観点から、具体的な改善措置を講ずることとしたところです。

また、景観法(平成16年法律第110号)の施行を踏まえ、同法と文化財保護法との円滑な連携を図る観点から、留意すべき事項を整理したところです。

つきましては、以下の事項をご了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市(区)町村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

## 記

### 第1 重要文化的景観の選定制度の運用について

#### 1 重要文化的景観の選定手続

文部科学大臣は、都道府県又は市町村（以下第1において「都道府県等」という。）の申出に基づき、当該都道府県等が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号。以下第1において「省令」という。）第1条に定める基準に照らして当該都道府県等がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することとなる（改正法による改正後の文化財保護法（以下「法」という。）第134条第1項関係）。

この具体的な手続としては、一般に以下のものが考えられる。

#### (1) 文化的景観保存計画の策定

申出を行う都道府県等は、文化的景観の位置及び範囲、文化的景観の保存に関する基本方針等を記載した文化的景観の保存に関する計画（以下第1において「文化的景観保存計画」という。）を策定すること（省令第1条第1項第1号及び第2項関係）。

なお、文化的景観保存計画の策定に当たっては、その前提として、文化的景観の保存に関する必要な調査（以下第1において「保存調査」という。）を実施する必要があること。

#### (2) 文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例の制定

申出を行う都道府県等は、文化的景観保存計画に基づき、文化的景観の保存のために必要な規制を定める条例を制定すること（省令第1条第1項第2号関係）。

#### (3) 重要文化的景観の選定に係る申出に関する所有者等の同意

申出を行う都道府県等は、地域における人々の生活又は生業に基づく景観地について、円滑で継続的な保護措置を講じるために、所有者及び権原に基づく占有者（以下第1において「所有者等」という。）の同意を得ること（省令第2条第1項関係）。

#### (4) 重要文化的景観の選定の申出

都道府県等は、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、省令第1条に掲げる保存のため必要な措置を講じているものについて申出を行うこと（法第134条第1項関係）。

#### (5) 文化審議会への諮問・答申

都道府県等からの申出があった文化的景観について、文部科学大臣が、文化審議会に諮問し（法第153条第1項第10号関係）、同審議会文化財分科会の専門調査会における調査審議を経て、文部科学大臣に答申が行われることとなること。

#### (6) 官報告示・通知等

文部科学大臣は、選定する旨を官報で告示するとともに、当該重要文化的景観の所有者等及び申出を行った都道府県等に通知することとなること。なお、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて、所在地の市町村の事務所等に掲示することができること（法第134条第2項関係）。

#### 2 文化的景観保存計画の策定に当たっての留意事項

文化的景観保存計画の策定に当たっては、文化的景観の適切な保存及び活用のために、以下の事項に留意する必要がある。

- (1) 文化的景観保存計画の策定の前提として、文化的景観が有する本質的な価値を適正に評価し、保存のための適切な措置を検討するため、保存調査を実施すること。

文化的景観は、法第2条第1項第5号において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として位置づけられていること。文化的景観は、長い間にわたり、人と自然との関わりの中で育まれた景観地で、我が国民の生活や生業の歴史における価値が高いものであり、手つかずの自然環境は対象とならないこと。保存調査においては、このような概念の下で、対象となる文化的景観の調査を行うこと。

保存調査においては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点を念頭に置き、「景観単位の区分」、「構成要素の特定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」を実施する必要があること。特に「本質的な価値の把握」においては、上記3つの観点に基づき、調査結果を包括的に分析・総合化する作業が必要であること。

(注)「景観単位」とは、地形・植生等の自然、土地利用の歴史、地域の生活又は生業により形成された現在の土地利用に基づきある一定の特徴を示す区域を指す。

- (2) 文化的景観保存計画に記載する文化的景観の位置及び範囲は、調査成果に基づき特定し、地番、図面又は座標により明示すること。

- (3) 文化的景観の保存に関する基本方針は、文化的景観全体を対象として、保存管理・整備活用・運営体制の観点から保護のための基本方針を示すこと。

また、景観単位及び構成要素の分布・特質に基づき、必要に応じて文化的景観の範囲を複数の地区に区分した場合には、上記に加え各地区の特性に応じた地区ごとの望ましい保存管理・整備活用・運営体制の方針を示すこと。

- (4) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項には、土地利用の方針及び行為規制の方針を示すこと。

土地利用の方針としては、例えば、生産を伴う土地利用についてであれば、「地域の作物生産等の方針に沿いつつ、文化的景観に配慮した作物を選択することが望ましい」などの記述が考えられること。

また、行為規制の方針としては、文化的景観の全体又は各地区における土地利用の方針に基づき、文化的景観の保存の観点から、滅失又はき損、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下第1において「現状変更等」という。)の届出に係る取扱いを示すことなどが考えられること。

- (5) 文化的景観の整備に関する事項は、整備活用の方針、修復等の整備、保存に必要な施設の整備、活用のための施設の整備及び防災施設の整備について示すこと。

- (6) 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項は、運営の方針、運営体制、保存管理体制及び整備活用体制について示すこと。

### 3 文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例

文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例は、景観法その他、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法等に基づく条例が考えられる。この場合において、地方自治法第14条のみに基づく条例は該当しない。なお、文化財保護法に基づく文化的景観の保存のための条例の規制は、景観法等に基づく土地利用規制以外で、例えば、文化的景観内の地方指定文化財（法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものをいう。以下同じ。）に関する現状変更等の文化財保護の観点から必要な規制が考えられる。

- 4 選定の申出に関する所有者等の同意及び選定申出書の記載事項等についての留意事項  
選定の申出に関する所有者等の同意及び選定申出書の記載事項等については、以下の事項に留意する必要がある。

(1) 選定の申出に関する所有者等の同意

同意を得る方法については、個別に同意を得ることが原則であるが、文化的景観の実情に合わせ、所有者等で構成される組合等の団体が存する場合には、定款等に定められた手続きに基づき同意を得ること等も考えられること。

また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)に基づき指定される歴史的風土保存区域(歴史的風土特別保存地区を含む。)内の場合は国土交通大臣、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づき定められる特別緑地保全地区や緑地保全地域の区域内の場合は都道府県知事からも同意を得る必要があること。

(2) 選定申出書の記載事項等

法第134条第1項の規定により都道府県等が行う文部科学大臣に対する選定の申出は、省令第2条に規定する選定申出書によること。その記載事項等については、以下に留意すること。

文化的景観の名称

選定の申出に係る文化的景観の名称については、申出を行う都道府県等が自ら定めるものであるが、文化的景観の種類、特性を端的に表しているものが望ましいこと。

文化的景観の種類

重要文化的景観選定基準(平成17年文部科学省告示第47号)に準じた文化的景観の種類を記載すること。

文化的景観の所在地及び面積

申出に当たって、所在地については都道府県及び市町村名等を記載するとともに、面積については全体の面積をヘクタール単位(小数点第1位まで)で記載すること(都道府県等においては平方メートル単位で把握しておく必要がある)。

文化的景観の保存状況

文化的景観の現況を把握するとともに、現在の取組が将来にわたって継続できるかどうかを判断するために、地方公共団体及び所有者等による取組を記載すること。

文化的景観の特性

重要文化的景観は、文化的価値のあるものに限って選定するため、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生

活又は生業の理解のため欠くことのできないもののうち特に重要なもの」であることが分かる特性を示すこと。なお、特性は保存調査の成果に基づき、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点から簡潔に記載すること。

文化的景観保存計画

省令第1条第1項第1号に規定する文化的景観保存計画を指すこと。

その他参考となるべき事項

例えば、周辺の状況（自然、歴史、生活又は生業、土地利用等の状況）等を記載すること。

### (3) 選定申出書に添付すべき書類、図面及び写真

選定申出書に添付すべき書類等については以下の事項に留意すること。

文化的景観の位置及び範囲を示す図面

位置及び範囲が明らかとなる図面として、例えば、景観計画を策定した際に作成した図面などが考えられること。

文化的景観の概況を示す写真

カラー写真で客観的に概況が的確に分かる写真が望ましいこと。なお、写真の大きさはキャビネ型とすること。

文化的景観に係る規制に関する書面

文化的景観を規制している法令及び条例を添付すること。

所有者等の同意を得たことを証する書類

省令第2条第1項に規定する所有者等の同意書を添付すること。

その他参考となるべき資料

景観計画図書並びに所有者等の名簿の他、必要に応じて地籍調書、登記事項証明書、対象地域を表示する図面類等を添付すること。

### 5 重要文化的景観の滅失又はき損及び現状変更等の届出についての留意事項

法第136条及び法第139条第1項の届出に係る書類は、都道府県の教育委員会を経由し、当該教育委員会において、当該書類に意見を具して送付することとなるため（法第188条第1項及び第2項関係）、届出者の手続期間等も考慮して迅速な手続に十分留意する必要がある。

### 6 重要文化的景観に関する指導、助言、勧告又は命令についての留意事項

法第137条第1項、第2項及び法第139条第3項に係る指導、助言、勧告又は命令については、選定申出書の「文化的景観の特性」（省令第2条第1項第5号関係）の事項に記載する文化的景観の価値に著しい影響を及ぼす行為を行うことが明らかな場合が考えられる。

## 第2 登録制度の運用について

### 1 登録文化財の登録

文部科学大臣は、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形の文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物として文化財登録原簿に登録することとなる（法第57条第1項、第90条第1項又は第132条第1項関係）。

この具体的な手続としては、従前導入されている登録有形文化財（建造物）の取扱い等を踏まえ、当面、以下のとおり取り扱うものとする。なお、登録有形文化財（建造物）についても、以後同様に取り扱うものとする。

#### （１）登録手続

##### 候補物件の選定等

文化庁において、各種文化財調査、学術研究の成果及び地方公共団体からの情報提供（下記１（２）を参照）等に基づいて候補物件を特定し、必要に応じて所有者の承諾を得て実地調査等を行った上で、候補物件として選定することとなること。これらの手続に当たって、文化庁は、関係地方公共団体の教育委員会と連携を図ることとなること。

##### 関係地方公共団体の意見照会

選定した候補物件について、登録文化財として登録するに当たっては、文部科学大臣は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くこととなること（法第５７条第２項、第９０条第２項及び第１３２条第２項関係）。

この場合、候補物件の所在する都道府県及び市町村の教育委員会宛に照会することとなるため、当該教育委員会は、関係部局等と調整した上で意見を提出すること。

##### 文化審議会への諮問・答申

関係地方公共団体への意見聴取の後、文部科学大臣が、文化審議会に諮問し（法第１５３条第１項第２号、第６号及び第９号関係）、同審議会文化財分科会の各専門調査会における調査審議を経て、文部科学大臣に答申が行われることとなること。

##### 文化財登録原簿への登録等

答申を踏まえ、文部科学大臣が、文化財登録原簿に登録することとなること。なお、登録をしたときは、すみやかに、その旨を官報で告示するとともに、所有者に通知することとなること（登録記念物の場合は、権原に基づく占有者にも通知することとなること。なお、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて、所在地の市町村の事務所等に掲示することができること）。また、登録有形文化財及び登録有形民俗文化財の場合は、所有者に登録証を交付することとなること（法第５８条第３項及び第９０条第３項関係）。

#### （２）地方公共団体からの情報提供

登録制度は、一定の価値は認められるものの評価の定着していない文化財について、緩やかな保護措置によりその保存及び活用を図るものである。また、制度の運用上、地方指定文化財との関係に留意する必要があるため、登録文化財の候補物件の選定等に当たっては、地域の文化財の状況を把握している地方公共団体からの情報を参考にすることとなる。

当該候補物件に係る地方公共団体からの情報提供については、法第１８９条に規定する意見具申制度を活用することが考えられる。この具体的な手続としては、当面、以下のとおり取り扱うこととする。

##### 意見具申

地方公共団体の区域内に存する国指定文化財又は地方指定文化財以外の有形の文化財（所有者等から相談のあったもの等を含む。）について、まず、その文化財情

報等を確認する必要があること。その上で、各登録文化財の登録基準に照らし、登録制度による保存及び活用を図ることが妥当と認められる場合は、法第189条に規定する意見具申制度に基づき、関係書類を添えて候補物件に関する情報提供を行うこと。

文化庁においては、この意見具申を踏まえ、必要に応じ、当該物件について調査し、登録基準に適合すると判断した場合には、登録手続を進めることとなること。

意見具申に当たっての留意事項

意見具申に当たっては、原則として、以下の事項に留意する必要があること。

登録に関する教育委員会の意見が記載されていること。

(注)市町村教育委員会の意見具申については、法第188条第2項の規定に基づき都道府県教育委員会の意見も具す必要がある。

おおむね次の資料が添付されていること。

- ・ 物件の概要を示す資料(写真、配置図等)
- ・ 特徴及び評価を示す資料(調査結果、専門家の所見等)
- ・ 所有権を示す資料(登記事項証明書、所有証明書等)
- ・ 所有者の同意を示す資料(同意書等)

## 2 登録抹消の例外

### (1) 登録抹消の例外に関する意見具申

登録文化財については、従来、地方指定文化財としての指定が行われた場合には、文部科学大臣が、その登録を抹消することとしていたが、改正法により、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、例外的に登録を抹消しないことができることとなること(法第59条第2項ただし書、第90条第3項及び第133条関係)。

地方公共団体においては、地方指定文化財の指定を行ったときは、法第182条第3項の規定に基づき文化庁長官にその旨を報告することとなるため、当該報告に併せて、法第189条の規定に基づく意見具申制度を活用して、登録抹消の例外に関する意見を述べて差し支えないこと。

### (2) 意見具申に当たっての留意事項

上記の意見具申に当たっては、原則として、以下の事項に留意する必要があること。

意見具申の理由を具体的に記述すること。

(注)例えば、当該文化財の保存及び活用の観点から、登録文化財としての登録が抹消された場合の具体的な支障などを示すこと。

地方指定文化財として指定された登録文化財の登録を抹消しないことについて、所有者が同意する旨の書面を添付すること。

一旦、登録が抹消されたものについては、この措置の対象とはならないので留意すること。

## 第3 文化審議会への諮問対象候補に係る情報提供について

### 1 重要文化財等の指定又は指定の解除の候補に係る情報提供

文化財保護法上、都道府県及び市町村の教育委員会(以下第3及び第4において「都

道府県教育委員会等」という。)は、その区域内に存する文化財の保存及び活用に関して、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができることとされている(法第189条)。

文化財の保存及び活用に関して、国と地方公共団体が情報を共有し、連携を図っていくことは、文化財保護制度の運用に資するものであり、各都道府県教育委員会等において本制度の活用を図られたい。

また、本制度の枠組みの中で、下記2を踏まえ、重要文化財等(重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。以下第3及び第4において同じ。)の指定又は指定の解除の候補に係る情報提供を行うことも可能であることに留意されたい(なお、情報提供の際の添付資料としては、上記第2の1(2)を参照されたい)。

## 2 情報提供に関する考え方

重要文化財等の指定又は指定の解除についての文化審議会への諮問対象候補に係る情報の提供に当たっては、以下の事項に留意されたい。

### (1) 重要文化財(美術工芸品)

重要文化財(美術工芸品)については、国宝又は重要文化財指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)を前提とした上で、近年、主として以下のようなものに関する指定を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

各時代及び各地域の特色を表すもの

近世又は近代に製作されたもの

美術工芸品としての価値だけではなく、そのものの歴史的意義又は資料的価値があるもの

書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料などで、構成数が膨大な一括資料

(参考) 国宝及び重要文化財指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)(抄)

#### 絵画、彫刻の部

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとつて特に意義のあるもの

#### 工芸品の部

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

#### 書跡・典籍の部

- 一 書跡類は、しんかん宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、ほうじょう法帖等で、我が国の書道史上の代



表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの

- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとつて特に意義のあるもの

#### 古文書の部

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

#### 考古資料の部

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鐸、銅剣、銅鉞その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

#### 歴史資料の部

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等の我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

重要文化財（美術工芸品）については、近年、主として以下のようなものに関する指定の解除を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

重要文化財の全部が滅失しているもの

重要文化財が原状回復困難な程度に滅失又はき損しているもの

#### （２）重要文化財（建造物）

重要文化財（建造物）については、国宝又は重要文化財指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）を前提とした上で、近年、主として以下のようなものに関

する指定を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

近代化遺産（建造物等）総合調査及び近代和風建築総合調査等の各種調査によって高い価値が認められるとともに、良好な保存管理等の措置がとられているもの

近世以前の建造物のうち、価値が高く、かつ良好な保存管理等の措置がとられているもの（特に、近世中期以降の民家、社寺建築のうち調査や修理等によって新たな価値が顕在化したもの）

（参考）国宝又は重要文化財指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）（抄）

#### 建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの。

- （一）意匠的に優秀なもの
- （二）技術的に優秀なもの
- （三）歴史的価値の高いもの
- （四）学術的価値の高いもの
- （五）流派的又は地方的特色において顕著なもの

重要文化財（建造物）については、近年、主として以下のようなものに関する指定の解除を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

重要文化財の全部が滅失しているもの

重要文化財が原状回復困難な程度に滅失又はき損しているもの

### （3）重要無形文化財

重要無形文化財については、重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和29年文化財保護委員会告示第55号）を前提とした上で、近年、重要無形文化財としての未指定分野又は指定の解除分野を中心として、主として以下のようなものに関する指定を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

#### 芸能

- ・ 技芸到達度及び現役性の高い候補者が存在するもの
- ・ 新規分野の総合認定に関しては、保持者の団体としてのまとまりにも配慮し、技芸到達度及び現役性の高い候補者が存在するもの
- ・ その他既指定分野に関しては、特に高度に技芸を体現している候補者が存在する場合に、流派等による技芸の差異を十分に調査したもの

#### 工芸技術

- ・ 技術到達度及び現役性の高い候補者が存在するもの
- ・ 伝承基盤が整備されている団体が存在するもの
- ・ その他既指定分野に関しては、特に高度に技術を体得している候補者が存在する場合に、技術内容や地域性による特色等を十分に調査したもの

(参考)重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準(昭和29年文化財保護委員会告示第55号)

### 第一 重要無形文化財の指定基準

#### [芸能関係]

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

#### [工芸技術関係]

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

### 第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

#### [芸能関係]

##### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

##### 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

#### [工芸技術関係]

##### 保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

##### 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

重要無形文化財については、主として以下のようなものに関する指定の解除が考えられることから、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

保持者が死亡しているもの又は保持団体が解散しているもの

保持者の心身の故障又は構成員の異動等のため、重要無形文化財を具体化する技芸等について、その歴史上又は芸術上の価値が著しく低下しているもの

#### (4) 重要有形民俗文化財

重要有形民俗文化財については、重要有形民俗文化財指定基準（昭和29年文化財保護委員会告示第58号）を前提とした上で、近年、主として以下のようなものに関する指定を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

生業関係の用具類など、時代の推移とともに変遷が著しいもの

同種の物件の中で系統的に位置づけられるもの

全国的な調査の成果によって分布状況等が明らかとなっているもの

近代になって製作・使用されるようになった生活用具類などで特色あるもの

(参考) 重要有形民俗文化財指定基準（昭和29年文化財保護委員会告示第58号）

一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(一) 衣食住に用いられるもの 例え、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

(二) 生産、生業に用いられるもの 例え、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

(三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例え、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

(四) 交易に用いられるもの 例え、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等

(五) 社会生活に用いられるもの 例え、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等

(六) 信仰に用いられるもの 例え、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

(七) 民俗知識に関して用いられるもの 例え、曆類、<sup>ぼく</sup>卜占用具、医療具、教育施設等

(八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例え、衣装、道具、楽器、面、人形、<sup>がん</sup>玩具、舞台等

(九) 人の一生に関して用いられるもの 例え、産育用具、冠婚葬祭用具、<sup>うぶ</sup>産屋等

(十) 年中行事に用いられるもの 例え、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの

(一) 歴史的変遷を示すもの

(二) 時代的特色を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

(四) 生活階層の特色を示すもの

(五) 職能の様相を示すもの

三 他民族に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

重要有形民俗文化財については、主として以下のようなものに関する指定の解除が考えられることから、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

重要有形民俗文化財の全部が滅失しているもの

重要有形民俗文化財が原状回復困難な程度に滅失又はき損しているもの

#### (5) 重要無形民俗文化財

重要無形民俗文化財については、重要無形民俗文化財指定基準（昭和50年文部省告示第156号）を前提とした上で、近年、主として以下のようなものに関する指定を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

風俗慣習

- ・ 道具立てや神饌などに特色のあるもの
- ・ 伝承組織や行事の形態に特色のあるもの
- ・ 行事の目的に特色のあるもの
- ・ 生業に関する行事で特色のあるもの
- ・ 典型的な年中行事で特色のあるもの
- ・ その他、大規模な祭礼・行事等で伝統的な民俗を豊富に伝えるもの

民俗芸能

- ・ 同種の伝承が多いものについては特に芸能の変遷過程を示すもの
- ・ 同種の伝承が少ないもの
- ・ 他地域のものに見られない地域的特色のあるもの

(参考) 重要無形民俗文化財指定基準（昭和50年文部省告示第156号）

一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの

(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの

(一) 芸能の発生又は成立を示すもの

(二) 芸能の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

重要無形民俗文化財については、主として以下のようなものに関する指定の解除が考えられることから、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

伝承者が存在しなくなったもの又は保存会が解散しているもの

伝承者の減少又は保存会の構成員の異動等のため、重要無形民俗文化財を具体化する行為について、我が国民の生活の推移を理解することが困難となったもの

## (6) 史跡名勝天然記念物

史跡名勝天然記念物については、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）を前提とした上で、近年、主として以下のようなものに関する指定を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

### 史 跡

各時代における各地域を代表する遺跡で、我が国の歴史・文化を正しく理解する上で欠くことができないものであって学術的に価値の高いものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ・ 旧石器時代から近代に至る各時代の特性をよく表す代表的な遺跡
- ・ 北海道から南西諸島に至る我が国の、各地域が歩んだ個性豊かな歴史・文化をよく示す遺跡で、地域を代表するもの
- ・ 大規模な遺跡、又は遺構や出土遺物等の点で内容が豊かな遺跡
- ・ その他、学史上著名な遺跡、国民によく知られた遺跡等、重要な遺跡

### 名 勝

我が国の国土美として欠くことのできないものであって、芸術的、名所的あるいは学術的価値の高いものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ・ 各地方の伝統的な庭園のうちから、その地域の風土的特色を示しており、我が国の文化の多様性を代表しているもの
- ・ 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原によって甦ったもの、あるいは修理・復原が可能なものから、価値の高いもの
- ・ 近代以降に作庭、開園された庭園・公園のうちから、時代の特色を表して優秀なものと認められるもの
- ・ 古来詩歌に詠まれるなど由緒のある山、川、池、海岸、展望地点などから、風土や時代を反映しているもの
- ・ 指定物件の少ない全国の離島のうち、独特の風土的特色をあらわしている景勝地

### 天然記念物

学術的に価値が高く、我が国の歴史、文化の形成に寄与し、郷土の遺産としてその価値が高い動物、植物、地質鉱物であり、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ・ 我が国の国土の成り立ちを知る上で欠かすことのできない、日本列島の地質構造及び動物・植物相の成立を示すもの
- ・ 南北に長い我が国の自然の特性を理解する上で欠かすことができず、地域文化形成の舞台となった風土的な特性を示すもの

- ・ 日本人と自然との関わり方、また心象風景を語る上で欠かせない文化史的な意味を示すもの

(参考) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)(抄)

#### 史 跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

#### 名 勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

#### 天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
  - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
  - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲

## 息地

- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

## 二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

## 三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の摺曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

## 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

史跡名勝天然記念物については、近年、主として以下のようなものに関する指定の解除を行ってきたところであり、これらも踏まえつつ情報提供されたいこと。

史跡名勝天然記念物の全部が滅失しているもの

史跡名勝天然記念物が原状回復困難な程度に滅失、き損又は衰亡しているもの



## 第4 重要文化財等の管理の適切化について

重要文化財等の所有者は、文化財保護法並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財等を管理しなければならないとされている。文化庁としては、重要文化財等の管理が適切に行われていない場合には、必要に応じて、管理に関する状況把握や所有者等に対する指示等を行うこととなる。さらに、重要文化財等が滅失等の危険を生じている場合は、管理に関する命令又は勧告などの措置を講ずることとなる。

これを踏まえ、各都道府県教育委員会等においては、文化財保護指導委員制度の活用などにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することに留意されたい。

## 第5 景観法との連携について

### 1 趣旨

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として、平成16年6月18日に公布され、同年12月17日に施行された。

景観法第2条第2項では、「良好な景観」とは「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」とされている。一方、文化財は、次世代に継承すべき貴重な国民的財産であるとともに、各地域の自然、歴史、文化等と密接な関わりを有するものであり、また、良好な景観を形成する重要な構成要素となっている。

このため、文化財の適切な保存及び活用を図りつつ、計画的かつ円滑な景観形成に資する観点から、景観法において、文化財保護法に基づく重要文化財等に関する特例が規定されているところである（下記2を参照）。また、景観法及び文化財保護法の趣旨に基づき、その連携を図る観点から、文化的景観及び登録文化財に関して、下記3及び4の事項に留意する必要がある。

### 2 重要文化財等に関する特例

#### (1) 景観計画区域内における行為規制

景観計画区域内において建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等をしようとする者は、景観行政団体の長に届け出なければならないが、景観行政団体の長は、当該届出に係る行為に関し必要な勧告をすることができるものとされているが、文化財保護法に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更の許可に係る行為、重要有形民俗文化財の現状変更の届出に係る行為、伝統的建造物群保存地区における現状変更の許可に係る行為等については、当該届出を要しないものとされていること（景観法第16条第7項第11号及び景観法施行令（平成16年政令第398号）第10条第1号関係）。

#### (2) 景観地区内における行為規制

景観地区の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に

適合するものでなければならぬものとされ、景観地区内において建築物の建築等しようとする者は、市町村長の認定を受けなければならぬものとされているが、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物及び伝統的建造物群保存地区内にある建築物については、当該形態意匠の制限の規定は適用しないものとされていること（景観法第69条第1項第2号及び第3号関係）。

### （3）景観重要建造物の指定

景観行政団体の長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を、景観重要建造物として指定することができるものとし、その増築、改築等は、景観行政団体の長の許可を受けなければならぬものとされているが、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、景観重要建造物としての指定はできないものとされていること（景観法第19条第3項関係）。

### （4）景観重要樹木の指定

景観行政団体の長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を、景観重要樹木として指定することができるものとし、その伐採又は移植は、景観行政団体の長の許可を受けなければならぬものとされているが、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、当該景観重要樹木としての指定はできないものとされていること（景観法第28条第3項関係）。

## 3 文化的景観に関する留意事項

重要文化的景観は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観から文部科学大臣が選定することとなるため、文化財の保護に関する事務を所管する教育委員会は、文化的景観の保存のため必要な措置を講ずるに当たって、積極的に景観法担当部局と情報交換するなど連携を図ること。

## 4 登録文化財に関する留意事項

文化財保護法に規定する登録文化財については、景観計画区域又は景観地区内における行為規制等の対象となりうるとともに、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の対象となりうるため、以下の事項に留意すること。

- （1）文化財の保護に関する事務を所管する教育委員会は、その区域内に存する登録文化財の登録状況等について、積極的に景観担当部局と情報交換することが望ましいこと。
- （2）景観計画区域又は景観地区内にある登録文化財に関し、文化庁長官が文化財保護法の規定に基づく勧告を行おうとする場合には、景観行政団体の長に情報提供を求めることとなること。